

# 第4次多賀町障害者基本計画（見直し）および 第8期多賀町障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画策定業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

第4次多賀町障害者基本計画（見直し）および  
第8期多賀町障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務

## 2. 業務の目的

「障害者基本法」に基づく第4次障害者基本計画(令和6年度～令和11年度)の中間見直しおよび「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく第8期障害福祉計画(令和9年度～令和11年度)、「児童福祉法」に基づく第4期障害児福祉計画の策定にあたり、計画策定及び基礎データとなるニーズ調査、ならびに多賀町障害福祉推進協議会の運営支援業務等を委託することを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

## 4. 業務内容

### (1) ヒアリング調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、サービス事業所、当事者団体、教育機関に対し、生活実態、制度やサービスの認知度、利用状況、今後の利用意向などを把握するためヒアリング調査（約10団体）を実施する。

※ヒアリングは2日程度を想定し、必要に応じて多賀町役場（多賀町総合福祉保健センター）等で実施する。

### (2) 基礎的資料の整理、現状分析業務

①基礎的資料・データ等の整理

②上位計画・各種福祉関連計画・障害者福祉施策の方向性の整理

③ヒアリング調査やサービス給付実績を踏まえた現行の「多賀町障害者基本計画」および「多賀町障害福祉計画」「多賀町障害児福祉計画」の進捗状況の整理・分析

### (3) 計画策定支援業務

- ・上記を基礎資料とし、現状分析業務で抽出した課題、町の補完する情報・データ等を統合し、国の基本指針を踏まえ、総合的に検証したうえで計画の見直し及びサービス見込み量の算出・目標値の設定を行うこと。
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ること。
- ・多賀町における各福祉関連計画（地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画）の調査結果及び調査におけるバックデータを活用し、各福祉

関連計画と整合性を取り、連動する形で作成すること。

- ・ヒアリング調査や現状分析、多賀町障害福祉推進協議会での意見を踏まえ、必要な検討を行い、計画案を作成すること。
- ・計画案については、多賀町障害福祉推進協議会の開催等に併せ、計画骨子案、計画素案、計画案を作成すること。また、計画案を作成するうえで適宜記載内容の修正や、全体の構成・レイアウトデザイン・図面作成を行うこと。
- ・計画素案にてパブリックコメントを実施するため、パブリックコメントに公表する資料作成、意見に対する助言等の支援、補修正を行うこと。
- ・計画書を作成すること。

#### (4) 会議運営支援

多賀町障害福祉推進協議会の開催にあたり、その運営支援を行うこと。

- ・会議開催に必要な資料を作成すること。
- ・資料は、協議会1週間前までに完成させること。
- ・会議に同席し、必要に応じて資料を説明し、議事進行を補佐すること。
- ・会議開催のための事前協議、録音、記録などを行い、議事録(開催後2週間以内)を作成すること。
- ・会議は3回程度開催予定。

### 5. 成果品

#### ① 計画書

- ・計画書(A4判、単色刷、表紙のみ厚紙) 50部(100頁程度)

#### ② 概要版冊子 100部程度

#### ③ その他関係資料一式(電子データ一式を含む)

### 6. 業務上の留意事項

- ① 着実な業務進行がなされるよう、工程管理を的確に行うこと。
- ② 国の基本指針の内容や制度の動向に留意しながら、実情に即した計画策定に努めること。
- ③ 計画策定にあたっては、本町の地域特性を十分配慮すること。
- ④ 受託者は、業務を円滑に遂行するため本町と連絡を密にし、必要に応じて打ち合わせを行い、助言や提案、支援を積極的に行うこと。
- ⑤ 本業務の納入成果品は、本町が著作権を有する者とし、受託者は本町の承諾なしに他に公表、貸与および使用してはならない。ただし、策定にあたり実施する各種調査のデータは本町が事前に承認した用途(新しい取り組みを紹介する研究成果発表や事例共有などの場合、本町のHPや資料上での掲載など)の限りにおいて公表することを許可するものとする。また、納入成果品のうち、従前より受託者又はその仕入先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は本町に帰属されるものとする。
- ⑥ 本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により本町に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

- ⑦多賀町個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- ⑧本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合、または本仕様書により難い事由が生じた場合は、本町と受託者とで速やかに協議し、これを定めるものとする。
- ⑨成果品は確実に納品すること。成果品が納品されない場合、指名停止及び公表することも有り得る。

その他、本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者が協議し、これを定めるものとする。